

平成十六年四月二十二日提出
質問 第八三号

年金の広報等に関する質問主意書

提出者 井上和雄

年金の広報等に関する質問主意書

掲題に関する最近の事情を鑑み、年金の広報等に係る適切な運用を確保するため、その実状及び政府の所見を明らかにする必要がある。従って次の事項について質問する。

第一 社会保険庁が平成十四年度に年金の広報活動として、「年金教育」というCD-ROM（以下、「データ」という。）を作成している。本データは、日本国民年金協会が請負契約に基づき作成を請け負ったと理解しているが、この件に関し、

一 政府は、作成費用及び作成枚数を明らかにされたい。また、日本国民年金協会が本データの製造を委託した業者名及びそれぞれに対して支払った金額を明らかにされたい。

加えて、社会保険庁は本データ作成に際し、どのような考えに基づき、具体的にどのような指導を協会に対して行ってきたか明らかにされたい。

二 当該データの作成において、社会保険庁の著作物とされているが、内容に関し、厚生労働省または社会保険庁として、あるいは厚生労働省または社会保険庁の職員が指導、監修に関与したのか、実状を明らかにされたい。もし、関与しているなら、厚生労働省・社会保険庁の関係職員が監修料として報酬を

受け取っているかどうか明らかにされたい。また、報酬を受け取っている事実があるならば、当該金額及び受け取った者の役職をすべて明らかにされたい。また、当該金員を支払ったのは誰かもすべて明らかにされたい。

第二 平成十四年度の社会保険庁の年金業務に係わる広報経費の総額と、係る運送料の額をそれぞれ明らかにされたい。また、なぜ巨額の運送料が必要であったか明らかにされたい。

加えて、運送料の支払い先と金額、何を運送したかも明らかにされたい。

第三 社団法人全国社会保険協会連合会が出版している平成十五年度版社会保険六法に関し、

一 社会保険庁として何冊購入し、総額いくら支払ったのか明らかにされたい。

また、この購入に関して年金保険料から捻出されているかどうか明らかにされたい。年金保険料から捻出されていたとしたならば、なぜ年金保険料を使う必要があったのか、政府の見解を示されたい。

二 本社会保険六法は、厚生労働省または社会保険庁、あるいは厚生労働省または社会保険庁の職員によって指導、監修されているか明らかにされたい。

また、厚生労働省あるいは社会保険庁の職員が監修料として報酬を受け取っているかどうか明らかに

されたい。受け取っている事実があるならば、当該金額及び受け取った者の役職をすべて明らかにされたい。

第四 以上の事実関係を踏まえ、年金広報等の在り方についての政府の見解を問う。
右質問する。